

平成28年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 4号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算（第6号）
- 第 5号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算（第7号）
- 第 6号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7号議案 平成27年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8号議案 平成27年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10号議案 平成27年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11号議案 平成27年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第12号議案 平成27年度草加市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13号議案 平成27年度草加市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 第14号議案 平成28年度草加市一般会計予算
- 第15号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第16号議案 平成28年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第17号議案 平成28年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計予算
- 第18号議案 平成28年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第19号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計予算
- 第20号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 平成28年度草加市介護保険特別会計予算
- 第22号議案 平成28年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23号議案 平成28年度草加市水道事業会計予算
- 第24号議案 平成28年度草加市立病院事業会計予算
- 第25号議案 草加市行政不服審査法施行条例の制定について
- 第26号議案 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第27号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第28号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 3 0 号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 3 号議案 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 第 3 5 号議案 草加八潮消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 6 号議案 情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務の受託について
- 第 3 7 号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 第 3 8 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 号報告 平成 2 8 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
- 第 3 号報告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 4 号報告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

【請願】

- 請願第 1 号 緊急に介護報酬の再改定を求める請願
- 請願第 2 号 安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願

議 案

第 4 号議案 平成 2 7 年度草加市一般会計補正予算（第 6 号）

補正前の歳入・歳出予算額	72,383,337千円
歳入・歳出補正予算額	5,400千円
補正後の歳入・歳出予算額	72,388,737千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
17 繰入金	5,400	財政調整基金繰入金	5,400
合 計	5,400		

歳 出 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	5,400	・草加駅西口駅前広場改善事業[交通対策課]		5,400
合 計	5,400			

継続費

・変更 (1事業)	・草加駅西口駅前広場改善事業(草加駅前広場改修工事)			
	総額変更		225,720千円	⇒ 231,120千円
	年割額変更	平成 2 6 年度	90,288千円	⇒ 90,288千円
		平成 2 7 年度	135,432千円	⇒ 140,832千円

第5号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算（第7号）

補正前の歳入・歳出予算額 72,388,737千円

歳入・歳出補正予算額 356,565千円

補正後の歳入・歳出予算額 72,745,302千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号及び記号については歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
1 市税	568,318	市民税(個人・法人)	568,318
13 国庫支出金	△ 22,602	① 保育園運営費負担金	28,345
		② 施設型給付費負担金	△ 55,133
		★ 被用者3歳未満児童手当負担金	1,504
		★ 被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円)	△ 38,414
		★ 被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円)	△ 1,320
		★ 非被用者負担金(10,000円)	△ 26,014
		★ 非被用者負担金(15,000円)	△ 11,880
		★ 特例給付負担金	25,446
		③ 保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	76,466
		④ 番号制度システム整備費補助金	12,204
		⑤ 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	22,925
		⑥ 個人番号カード交付事業費補助金	40,608
		⑦ 個人番号カード交付事務費補助金	12,380
		⑧ 文化芸術振興費補助金	4,144
		⑨ 制度管理システム改修費補助金	2,000
		⑩ 社会資本整備総合交付金(都市計画街路整備事業)	△ 115,863
14 県支出金	9,927	⑪ 災害救助費繰替支弁金	2,286
		⑫ 保育園運営費負担金	85,433
		⑬ 施設型給付費負担金	△ 98,828
		★ 被用者3歳未満児童手当負担金	162
		★ 被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円)	△ 9,604

		★ 被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円)	△ 330
		★ 非被用者負担金(10,000円)	△ 6,504
		★ 非被用者負担金(15,000円)	△ 2,970
		★ 特例給付負担金	6,361
		⑭ 保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	45,160
		⑮ 保険基盤安定負担金(後期高齢者医療分)	2,761
		⑯ ふるさと創造資金橋りょう事業補助金	△ 14,000
16 寄附金	2,455	⑰ 被災者支援基金寄附金	1,455
		⑱ 社会福祉施設費寄附金	1,000
17 繰入金	△ 176,731	財政調整基金繰入金	△ 176,731
19 諸収入	50,398	⑲ 平成26年度後期高齢者医療療養給付費負担金(後期高齢者・重心医療課)	50,398
20 市債	△ 75,200	⑳ 谷塚松原線街路整備事業債	△ 75,200
合 計	356,565		

歳 出

(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	2,388	・議会事務事業[庶務課]		1,592
		・人件費[職員課]		796
2 総務費	192,359	・人件費[職員課]		27,406
		・本庁舎建設事業[公共建築課]		△ 6,000
		・基幹システム運用管理事業[情報推進課]	④	△ 45,127
		・OA機器運用管理事業[情報推進課]	⑤	45,850
		・ふるさとにぎわい創造事業[みんなでまちづくり課]		△ 9,000
		・収納管理事務事業 [納税課]		138,100
		・住民基本台帳事務[市民課]	⑥⑦	40,608
		・バス路線網整備推進事業[交通対策課]		△ 3,219
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	⑩⑰	3,741
		・文化会館維持管理・芸術文化振興事業[文化観光課] [財源振替]	⑧	0

3 民生費	538,330	・人件費[職員課]		23,543
		・後期高齢者医療広域連合事務事業[後期高齢者・重心医療課]	⑮	76,427
		・障害社会福祉施設管理運営事業[障がい福祉課]	⑱	1,004
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]	③⑭	559,165
		・児童手当事業[子育て支援課]	★	△ 76,440
		・幼稚園就園奨励推進事業[保育課]	①②⑨ ⑫⑬	△ 75,960
		・公立保育園運営事業[保育課]	⑨	5,940
		・民間保育推進事業[保育課]	①⑫	24,651
4 衛生費	5,796	・人件費[職員課]		5,796
5 労働費	190	・人件費[職員課]		190
6 農林水産業費	371	・人件費[職員課]		371
7 商工費	△ 27,561	・人件費[職員課]		739
		・地域経済活性化事業[産業振興課]		△ 27,000
		・創業支援事業[産業振興課]		△ 1,300
8 土木費	△ 378,572	・人件費[職員課]		7,836
		・道路舗装改良事業[道路課]		△ 45,000
		・橋りょう整備事業[道路課]	⑯	△ 15,000
		・排水路整備事業[河川課]		△ 55,000
		・排水施設整備事業[河川課]		△ 18,000
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		174
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		442
		・都市計画街路整備事業[道路課]	⑩⑳	△ 200,000
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		976
		・今様・草加宿道路整備事業[道路課]		△ 55,000
9 消防費	15,637	・人件費[職員課]		15,637
10 教育費	7,627	・人件費[職員課]		7,627
合 計	356,565			

・繰越明許費の補正 11事業

(千円)

分類	繰越事業	繰越額
国の補正予算対応 4事業	OA機器運用管理事業	45,850
	幼稚園就園奨励推進事業	2,268
	公立保育園運営事業	5,940
	住民基本台帳事務(個人番号カード交付事業)	69,510
通常事業 7事業	道路舗装改良事業(市道30653,30654号線)	21,622
	橋りょう整備事業(新橋、新橋歩道橋)	65,587
	都市計画マスタープラン推進事業	8,200
	新田駅東口土地区画整理事業	84,697
	都市計画街路整備事業(用地取得)	107,264
	公園広場等整備事業(緑の基本計画の改定)	2,300
	今様・草加宿道路整備事業(用地取得)	4,799

・債務負担行為

廃止	アコス株式会社に対する損失補償(平成11年度分)		
	(平成27年度以降)	限度額	銀行その他から借り入れた事業資金及び利子
追加(新規設定)	社会福祉施設管理運営事業(養護老人ホーム松楽苑)		
	(平成28年度)	限度額	10,767千円

第6号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額	7,654,930千円
歳入・歳出補正予算額	976千円
補正後の歳入・歳出予算額	7,655,906千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容
4 繰入金	976	・一般会計繰入金 976
合計	976	

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容
1 総務費	976	・人件費[下水道課] 976
合計	976	

・繰越明許費の補正 2事業 (千円)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 2事業	公共下水道雨水整備事業(松江第1排水機場)	101,607
	公共下水道雨水整備事業(松江第2排水機場)	85,839

第7号議案 平成27年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算

補正前の歳入・歳出予算額	1,962,802千円
歳入・歳出補正予算額	174千円
補正後の歳入・歳出予算額	1,962,976千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容
3 繰入金	174	・一般会計繰入金 174
合計	174	

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容
1 総務費	174	・人件費[新田西部] 174
合計	174	

第8号議案 平成27年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 225,128千円

歳入・歳出補正予算額 4,262千円

補正後の歳入・歳出予算額 229,390千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
3 繰入金	△ 12,125	・シティパーキングアコス整備基金繰入金	△ 12,125
4 繰越金	16,387	・繰越金	16,387
合計	4,262		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 事業費	4,262	・アコス地下駐車場事業	4,262
合計	4,262		

第9号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額 504,291千円

歳入・歳出補正予算額 442千円

補正後の歳入・歳出予算額 504,733千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
4 繰入金	442	・一般会計繰入金	442
合計	442		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 総務費	442	・人件費[新田駅西口]	442
合計	442		

・繰越明許費の補正 1事業 (千円)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 1事業	公共施設整備等関連事業	27,437

第10号議案 平成27年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 30,910,420千円

歳入・歳出補正予算額 △ 146,836千円

補正後の歳入・歳出予算額 30,763,584千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
1 国民健康保険税	△ 287,880	・医療給付費分現年課税分(一般被保険者)	△ 201,350
		・後期高齢者支援金分現年課税分(")	△ 31,554
		・介護納付金分現年課税分(")	△ 9,219
		・医療給付費分現年課税分(退職被保険者)	△ 34,178
		・後期高齢者支援金分現年課税分(")	△ 5,811
		・介護納付金分現年課税分(")	△ 5,768
4 国庫支出金	△ 188,596	A 療養給付費等負担金	△ 185,769
		B 高額医療費共同事業負担金	△ 2,827
5 療養給付費等交付金	△ 226,881	C 療養給付費等交付金	△ 226,881
7 県支出金	△ 39,259	D 高額医療費共同事業負担金	△ 2,827
		E 財政調整交付金	△ 36,432
8 共同事業交付金	36,615	F 高額医療費共同事業交付金	89,365
		G 保険財政共同安定化事業交付金	△ 52,750
10 繰入金	559,165	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	9,236
		・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	152,932
		・療養給付費助成金	396,997
合 計	△ 146,836		

歳 出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 保険給付費	△ 87,000	・保険給付事業(退職者等療養の給付)	C	△ 50,000
		・保険給付事業(退職者等高額療養費)	C	△ 37,000
3 後期高齢者支援金等	0	・後期高齢者支援金等 [財源振替]	AC	0
6 介護納付金	0	・介護納付金 [財源振替]	A	0
7 共同事業拠出金	△ 100,491	・共同事業拠出金(医療費)	BDF	△ 11,309
		・保険財政共同安定化事業医療費拠出金	EG	△ 89,182
11 諸支出金	40,655	・過年度補助金返納金		40,655
合 計	△ 146,836			

第11号議案 平成27年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	2,206,751千円
歳入・歳出補正予算額	3,681千円
補正後の歳入・歳出予算額	2,210,432千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰入金	3,681	・ 保険基盤安定繰入金	3,681
合計	3,681		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,681	・ 後期高齢者医療広域連合納付金	3,681
合計	3,681		

第12号議案 平成27年度草加市水道事業会計補正予算（第2号）

補正前の資本的支出額	1,480,493千円
資本的支出補正予定額	△ 114,480千円

補正後の資本的支出額 1,366,013千円

資本的支出

(千円)

款	補正額	主な内容	
1 資本的支出	△ 114,480	・ 建設改良費	△ 114,480
合計	△ 114,480		

・継続費の補正

・変更 (1事業)	・吉町浄水場庁舎解体工事	総額変更	757,620千円 ⇒ 471,420千円
		年割額変更	平成27年度 303,048千円 ⇒ 188,568千円
			平成28年度 454,572千円 ⇒ 282,852千円

第13号議案 平成27年度草加市立病院事業会計補正予算（第2号）

補正前の収益的収入額	12,172,155千円
収益的収入補正予定額	78,500千円
補正後の収益的収入額	12,250,655千円

補正前の収益的支出額	12,722,224千円
収益的支出補正予定額	50,000千円
補正後の収益的収入額	12,772,224千円

収益的収入 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 病院事業収益	78,500	・外来収益	78,500
合計	78,500		

収益的支出 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 病院事業費用	50,000	・材料費	50,000
合計	50,000		

第14号議案 ~ **第22号議案**

(単位 千円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)	
一般会計	71,484,000	70,338,000	1,146,000	1.6	
特別会計	公共下水道事業	7,278,919	7,675,802	△ 396,883	△ 5.2
	交通災害共済事業	42,211	42,164	47	0.1
	新田西部土地区画整理事業	250,332	1,978,366	△ 1,728,034	△ 87.3
	駐車場事業	216,003	225,128	△ 9,125	△ 4.1
	新田駅西口土地区画整理事業	528,617	531,173	△ 2,556	△ 0.5
	国民健康保険	30,635,161	30,768,228	△ 133,067	△ 0.4
	介護保険	13,763,424	12,543,543	1,219,881	9.7
	後期高齢者医療	2,406,067	2,201,613	204,454	9.3
小計	55,120,734	55,966,017	△ 845,283	△ 1.5	
合計	126,604,734	126,304,017	300,717	0.2	

第23号議案 平成28年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率(%)	備考
営業 収 支	営業収益	4,299,917	4,322,610	▲ 22,693	▲ 0.5%	
	給水収益	3,981,960	4,007,880	▲ 25,920	▲ 0.6%	
	受託工事収益	8,245	9,614	▲ 1,369	▲ 14.2%	
	その他の営業収益	309,712	305,116	4,596	1.5%	
	営業費用	4,064,065	4,115,733	▲ 51,668	▲ 1.3%	
	原水及び浄水費	1,907,163	1,892,166	14,997	0.8%	
	配水及び給水費	421,772	472,795	▲ 51,023	▲ 10.8%	
	受託工事費	34,867	32,185	2,682	8.3%	
	業務費	291,405	280,655	10,750	3.8%	
	総係費	285,188	287,199	▲ 2,011	▲ 0.7%	
	減価償却費	974,257	991,662	▲ 17,405	▲ 1.8%	
	資産減耗費	149,363	159,021	▲ 9,658	▲ 6.1%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営業利益	235,852	206,877	28,975	14.0%	
営業収支比率	105.8%	105.0%	0.8%	—		
営業外・ 特別 損益	営業外収益	234,055	227,918	6,137	2.7%	
	営業外費用	114,130	129,695	▲ 15,565	▲ 12.0%	
	経常利益	355,777	305,100	50,677	16.6%	
	経常収支比率	108.5%	107.2%	1.3%	—	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	2,211	2,006	205	10.2%	
予備費	2,000	2,000	0	0.0%		
事業収益	4,533,975	4,550,531	▲ 16,556	▲ 0.4%		
事業費用	4,182,406	4,249,434	▲ 67,028	▲ 1.6%		
当年度純利益	351,569	301,097	50,472	16.8%		

※主な項目のみ記載しています

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率(%)	備考
資本的 収 入	資本的収入	137,759	154,463	▲ 16,704	▲ 10.8%	
	工事負担金	137,758	154,462	▲ 16,704	▲ 10.8%	
	資産売却代金	1	1	0	0.0%	
資本的 支 出	資本的支出	1,766,114	1,480,493	285,621	19.3%	
	建設改良費	1,588,914	1,308,441	280,473	21.4%	
	企業債償還金	177,200	172,052	5,148	3.0%	
収支不足額		▲ 1,628,355	▲ 1,326,030	▲ 302,325	22.8%	

3 業務状況

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	備考
給水戸数 年間総給水量 一日平均給水量	給水戸数	123,000戸	120,000戸	3,000戸	
	年間総給水量	26,200,000㎡	26,300,000㎡	▲ 100,000㎡	
	一日平均給水量	71,781㎡	71,858㎡	▲ 77㎡	

第24号議案 平成28年度草加市立病院事業会計予算

1 収益の収支

[単位:千円]

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率	備考
医 業 収 支	医業収益	11,675,022	10,907,488	767,534	7.0%	
	入院収益	7,546,694	7,070,425	476,269	6.7%	H28:85.0%、H27:85.0%
	外来収益	3,484,420	3,171,185	313,235	9.9%	
	医業費用	12,998,826	12,250,977	747,849	6.1%	
	給与費	6,187,593	6,053,086	134,507	2.2%	
	材料費	3,096,624	2,582,641	513,983	19.9%	
	経費	2,593,598	2,624,098	△30,500	△1.2%	
	減価償却費	1,075,673	947,922	127,751	13.5%	
	資産減耗費	6,000	8,778	△2,778	△31.6%	
	医業利益	△1,323,804	△1,343,489	19,685	△1.5%	
医業収支比率	89.8%	89.0%	0.8%	0.9%		
医 業 外 ・ 特 損 益	医業外収益	1,358,793	1,282,085	76,708	6.0%	
	医業外費用	519,438	463,647	55,791	12.0%	
	経常利益	△484,449	△525,051	40,602	△7.7%	
	経常収支比率	96.4%	95.9%	0.5%	0.5%	
	特別利益	2,100	2,100	0	0.0%	
	特別損失	14,680	5,600	9,080	162.1%	
予備費	2,000	2,000	0	0.0%		
事業収益	13,035,915	12,191,673	844,242	6.9%		
事業費用	13,534,944	12,722,224	812,720	6.4%		
当年度純利益	△499,029	△530,551	31,522	△5.9%		
総収支比率	96.3%	95.8%	0.5%	0.5%		

※ 主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率	備考
資 本 的 収 入	資本的収入	814,175	614,362	199,813	32.5%	
	企業債	282,000	135,000	147,000	108.9%	
	負担金	532,075	479,262	52,813	11.0%	
	固定資産売却代金	100	100	0	0.0%	
資 本 的 支 出	資本的支出	1,536,653	1,067,689	468,964	43.9%	
	病院改築工事費	210,600	28,394	182,206	641.7%	
	固定資産購入費	662,218	414,395	247,823	59.8%	
	企業債償還金	657,835	618,900	38,935	6.3%	
	修学資金貸付金(投資)	6,000	6,000	0	0.0%	
収支不足額	△722,478	△453,327	△269,151	59.4%		

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	増減率	備考
繰 入 金	収益的収入(3条分)	1,098,640	1,156,190	△57,550	△5.0%	いずれも全額基準内繰入金
	資本的収入(4条分)	532,075	479,262	52,813	11.0%	同上
繰入金合計		1,630,715	1,635,452	△4,737	△0.3%	

4 業務状況

区分	年度	平成28年度	平成27年度	比較増減	備考
入 院	病床利用率	85.0%	85.0%	0.0%	
	入院延患者数	117,895人	118,220人	△325人	H28年度:365日、H27年度:366日
	一日平均	323人	323人	0人	
	診療単価	64,010円	59,800円	4,210円	
外 来	外来延患者数	242,302人	243,290人	△988人	H28年度:267日、H27年度:266日
	一日平均	907人	915人	△8人	
	診療単価	14,380円	13,030円	1,350円	

第25号議案 草加市行政不服審査法施行条例の制定について

1 目的

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定に基づき設置する行政不服審査会の組織、運営その他同法の施行について必要な事項を定めるものです。

2 内容

(1) 提出書類等の写し等の交付手数料等について

改正後の行政不服審査法において、審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」といいます。）は、審理員又は行政不服審査会に提出された書面、書類その他の物件（以下「提出書類等」といいます。）の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を請求することが認められ、その交付を受ける者は手数料（実費の範囲内）を納めなければならないものとされたことから、当該手数料の額等について次のように定めます。

ア 手数料の額

処分がどのような根拠に基づくものであるかを把握し、これに対して反論をする機会を認めることがその目的であることから、当該手数料の額は、無料（個人情報の開示手数料と同じです。）とします。

イ 提出書類等の写し等の費用

提出書類等の写しや電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成又は送付に要する費用（以下「写し等の費用」といいます。）については、負担しなければならないものとします。（個人情報の開示の場合と同じです。）

ウ 写し等の費用の減免

審査請求人等に、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写し等の費用を減免することができるものとします。

(2) 行政不服審査会について

改正後の行政不服審査法において、市長の処分等に対する審査請求に係る裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、市長の判断の適否を審査する機関として市に設置することとされた附属機関の組織、運営等について必要な事項を定めます。

ア 名称

当該附属機関の名称は、「草加市行政不服審査会」とします。

イ 組織

性質が類似している草加市情報公開・個人情報保護審査会と同じ「3人以内」をもって組織します。

ウ 委員

委員は、審査会の権限に属する事項について公正な判断をすることができ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者から市長が委嘱するものとします。

また、委員の任期は、性質が類似している草加市情報公開・個人情報保護審査会の委員と同じ「2年」とし、再任することもできるものとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

(2) 準備行為

審査会の委員の委嘱について必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例によりすることができるものとします。

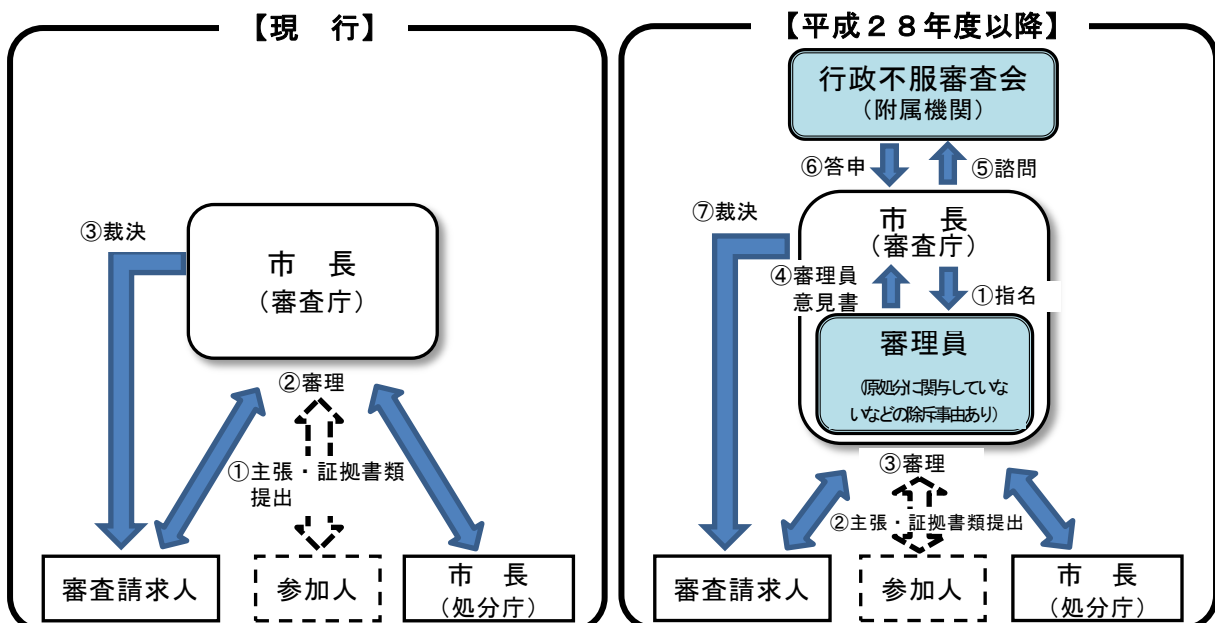
(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

平成28年1月26日付けの草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、草加市行政不服審査会委員の報酬の額を、会長月額18,000円、委員月額16,000円とするものです。

(4) 実費弁償に関する条例の一部改正

行政不服審査法の規定により、審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者は、実費弁償の支給の対象とするものです。

【参考】 不服申立てに対する審査手続の流れ



第26号議案 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 目的

行政不服審査法（以下「法」といいます。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求に対する審理員の審理手続の適用を除外し、固定資産評価審査委員会に提出された証拠書類の写しの交付手数料等を定めるとともに、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 草加市情報公開条例及び草加市個人情報保護条例の一部改正

公文書の公開決定等や保有個人情報に係る開示決定等の処分に対する不服申立ては、草加市情報公開・個人情報保護審査会が実施機関から諮問を受けて実質的な審理を行うなど、法が求める審理手続の客観性・公平性が確保されています。また、当該申立てに対する審査手続の迅速性の確保にもつながることから、当該処分に対する審査請求の手続については、法第9条第1項ただし書の規定により、審理員を指名しないこととします。

公開請求等や開示請求等に対して何らの応答をしない場合（以下「不作為」といいます。）に対する審査請求の手続についても、同様とします。

(2) 草加市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

草加市情報公開・個人情報保護審査会は、審査請求人等（審査請求人、参加人又は実施機関をいいます。）から意見書又は資料の提出があった場合は、提出した審査請求人等以外の審査請求人等に対してこの写しを送付するものとします。

(3) 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

ア 提出書類等の写し等の交付手数料の額

固定資産課税台帳の登録価格に関する審査の申出に関して固定資産評価審査委員会に提出された証拠書類や資料の写し（以下「提出書類等の写し」といいます。）又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料の額は、処分がどのような根拠に基づくものであるかを把握し、これに対して反論をする機会を認めることが目的であることから、無料（個人情報の開示手数料と同じです。）とします。

イ 提出書類等の写し等の費用

提出書類等の写しや電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成又は送付に要する費用（以下「写し等の費用」といいます。）については、負担しなければならないものとしします。

ウ 写し等の費用の減免

審査申出人に、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写し等の費用を減免することができるものとしします。

(4) 条文の所要の整備

審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴い、次の条例について、条文の所要の整備を行います。

ア 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例

イ 草加市情報公開条例

ウ 草加市個人情報保護条例

エ 草加市情報公開・個人情報保護審査会条例

オ 草加市固定資産評価審査委員会条例

カ 草加市税条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

ア 草加市情報公開条例及び草加市個人情報保護条例の一部改正

この条例の施行前にされた公文書の公開決定等や保有個人情報の開示決定等の処分又は公開請求等や開示請求等に係る不作為については、従前の例によるものとしします。

イ 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定の適用は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申出について適用し、平成27年度までの価格に係る審査申出については、従前の例によるものとしします。

第27号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る公表事項を見直すとともに、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 人事行政の運営等の状況の公表事項の見直し

草加市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において規定する人事行政の運営等の状況の公表事項に「人事評価」及び「退職管理」を追加し、「勤務評定」を削除するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。

(2) 条文の所要の整備

次の条例について、条文の所要の整備を行います。

ア 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ウ 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

エ 草加市職員の旅費に関する条例

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第28号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、傷病補償年金、障害厚生年金等が支給される場合の調整率の見直しを行うとともに、草加八潮消防組合の設立に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 傷病補償年金及び障害厚生年金等が支給される場合の調整率について

【改正前】0.86 → 【改正後】0.88

(2) 休業補償及び障害厚生年金等が支給される場合の調整率について

【改正前】0.86 → 【改正後】0.88

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第29号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

一般職の職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 期末手当の支給率の改正

ア 平成27年12月期期末手当（公布の日施行 平成27年12月1日適用）

100分の212.5 → 100分の222.5

イ 平成28年以降（平成28年4月1日施行）

(ア) 6月期期末手当 100分の197.5 → 100分の202.5

(イ) 12月期期末手当 100分の222.5 → 100分の217.5

(2) その他（平成28年4月1日施行）

行政不服審査法の全部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。

第30号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成27年度の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正等に伴い、等級別基準職務表の追加等を行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 給料表の改定（公布の日施行 平成27年4月1日適用）

ア 行政職給料表 一般会計実質改定率（平均0.5%）

改定額（平均1,549円）

イ 医療職給料表（1）は在籍職員不在のため表上改定率（平均0.3%）

改定額（平均1,473円）

ウ 医療職給料表（2） 一般会計実質改定率（平均0.8%）

改定額（平均1,875円）

エ 医療職給料表（３）は在籍職員不在のため表上改定率（平均０．４％）
改定額（平均１，３９４円）

オ 特定任期付職員給料表 在籍職員不在のため表上改定率（平均０．２％）
改定額（平均１，０００円）

(2) 期末・勤勉手当支給率の改正

ア 平成２７年１２月期勤勉手当（公布の日施行 平成２７年１２月１日適用）

(ア) 再任用以外の職員 １００分の７５ → １００分の８５

(イ) 再任用職員 １００分の３５ → １００分の４０

イ 平成２７年１２月期期末手当（公布の日施行 平成２７年１２月１日適用）

特定任期付職員 １００分の１５５ → １００分の１６０

ウ 平成２８年以降（平成２８年４月１日施行）

(ア) 再任用以外の職員

６月期勤勉手当 １００分の７５ → １００分の８０

１２月期勤勉手当 １００分の８５ → １００分の８０

(イ) 再任用職員

６月期勤勉手当 １００分の３５ → １００分の３７．５

１２月期勤勉手当 １００分の４０ → １００分の３７．５

(ウ) 特定任期付職員

６月期期末手当 １００分の１５５ → １００分の１５７．５

１２月期期末手当 １００分の１６０ → １００分の１５７．５

(3) 等級別基準職務表の追加（平成２８年４月１日施行）

地方公務員法の一部改正に伴い、「等級別基準職務表」を当該条例の規定に追加するものです。

(4) その他（平成２８年４月１日施行）

行政不服審査法の全部改正及び地方公務員法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行います。

第31号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

建築基準法（以下「法」といいます。）等の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、既存不適格建築物の移転、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画、建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る認定申請に対する審査手数料を定めるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 既存不適格建築物の移転に係る認定申請手数料の設定

既存不適格建築物※を他の敷地に移転する場合であって、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めた場合、そのままの状態に移転することが可能となったことから、当該認定申請に対する審査手数料（1件につき27,000円）を新たに設定します。

※既存不適格建築物…建築時には適法に建てられた建築物のうち、その後の法令の改正等により現行法に対して不適合な部分が生じた建築物（法の改正前は、建築物を他の敷地に移転させる場合、現行の法の規定に合わせず、そのままの状態当該建築物を移転することは不可）

(2) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料における認定区分の追加

従来、新築住宅に限られていた長期優良住宅建築等計画の認定対象となる建築物について、既存住宅を増築又は改築し、長期優良化する既存住宅が対象となったことから、当該認定申請に対する審査手数料を次のとおり設定します。

用途	面積（㎡）	手数料額（円）	
		適合証あり	適合証なし
一戸建ての住宅	—	10,000円	85,000円
共同住宅等	500㎡以内	21,000円	194,000円
	500㎡を超え、1,000㎡以内	37,000円	306,000円
	1,000㎡を超え、2,500㎡以内	54,000円	599,000円
	2,500㎡を超え、5,000㎡以内	101,000円	1,068,000円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内	174,000円	1,832,000円
	10,000㎡を超え、20,000㎡以内	287,000円	3,384,000円
	20,000㎡を超え、30,000㎡以内	353,000円	4,832,000円
	30,000㎡を超えるもの	377,000円	5,919,000円

※増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に対する審査手数料は、上表の認定申請に対する審査手数料の半額とします。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の設定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度等が創設されたことに伴い、次の審査手数料を新たに設定します。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

省エネ性能の優れた建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けることにより、省エネ性能向上のための設置設備に係る床面積の一部を算入しないこととする法における容積率の特例を受けることができることとなったことから、当該認定申請に対する審査手数料を次のとおり新たに設定します。（用途・内容に応じ表1から表5までを合算した額）

表1 一戸建て住宅又は住宅用途を含む建築物の住宅部分

住宅の種類・床面積		あらかじめ基準に適合している書類が提出された場合 (適合証あり)	省令第8条第2号イ及びロの基準に適合するもの (性能基準)
一戸建て の住宅	200㎡未満	5,000円	40,000円
	200㎡以上		44,000円
住宅用途 を含む建 築物の住 宅部分	300㎡未満	11,000円	80,000円
	300㎡以上、 2,000㎡未満	23,000円	135,000円
	2,000㎡以上、 5,000㎡未満	52,000円	230,000円
	5,000㎡以上	94,000円	330,000円

表2 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

建築物の床面積	あらかじめ基準に適合している書類が提出された場合 (適合証あり)	省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準に適合するもの (標準入力法又は主要室入力法)	省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合するもの (モデル建物法)
300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
300㎡以上、 2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
2,000㎡以上、 5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
5,000㎡以上、 10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
10,000㎡以上、 25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円

※建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料は、表1及び表2の認定申請手数料の半額です。

表3 建築基準関係規定適合審査を申し出る場合

建築物の床面積	手数料額
30㎡以内	7,000円
30㎡を超え、100㎡以内	14,000円
100㎡を超え、200㎡以内	24,000円
200㎡を超え、500㎡以内	31,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	58,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	78,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	235,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	420,000円
50,000㎡を超えるもの	777,000円

表4 建築基準関係規定適合審査に昇降機に係る部分が含まれる場合

建築設備の種類	手数料額
昇降機（1基ごと）	14,000円
小荷物専用昇降機（1基ごと）	5,000円
昇降機計画変更（1基ごと）	7,000円
小荷物専用昇降機計画変更 （1基ごと）	4,000円

表5 建築基準関係規定適合審査を申し出た建築物が、構造計算適合判定を要する場合

建築物の床面積	大臣認定プログラム	
	使用する場合	使用しない場合
1,000㎡以内	118,560円	171,480円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	147,720円	228,720円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	161,760円	262,200円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	204,960円	346,440円
50,000㎡を超えるもの	347,520円	636,960円

イ 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

省エネ基準に適合した建築物について、建築物エネルギー消費性能に係る認定を受けることにより、認定を受けている旨の表示（基準適合マーク）をすることができるようになったことに伴い、当該認定申請に対する審査手数料を次のとおり新たに設定します。（用途・内容に応じ表6及び表7を合算した額）

表6 一戸建て住宅又は住宅用途を含む建築物の住宅部分

住宅の種類・床面積		あらかじめ基準に適合している書類が提出された場合（適合証あり）	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準に適合するもの（性能基準）	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準に適合するもの（仕様基準）
一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000円	40,000円	20,000円
	200㎡以上		44,000円	22,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300㎡未満	11,000円	80,000円	38,000円
	300㎡以上、2,000㎡未満	23,000円	135,000円	66,000円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満	52,000円	230,000円	121,000円
	5,000㎡以上	94,000円	330,000円	183,000円

表7 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

建築物の床面積	あらかじめ基準に適合している書類が提出された場合（適合証あり）	省令第1条第1項第1号イの基準に適合するもの（標準入力法又は主要室入力法）	省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するもの（モデル建物法）
300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
300㎡以上、2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円

(4) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第32号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法等の一部改正により、新たに創設される「地域密着型通所介護」の人員、設備等に関する基準等を定め、認知症対応型通所介護事業者に対し運営推進会議の設置を義務付けるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 地域密着型通所介護の基準について

地域密着型サービスとして新たに創設される「地域密着型通所介護」の人員、設備、運営等に係る基準として、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「厚生労働省令」といいます。）に定められた基準に加え、市の独自の基準を次のように定めます。

ア 運営規程

運営規程に定める項目に「個人情報の取扱い」及び「地域との連携等」を加えます。

イ サービス計画の変更

地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成後、サービスの実施状況の把握及び目標の達成状況についての評価を行い、必要に応じて地域密着型通所介護計画の変更を行うものとします。

ウ 勤務体制の確保等

介護従事者の資質のより一層の向上を図るため、定期的かつ計画的に研修を実施することを地域密着型通所介護事業者に義務付けます。

エ 指定申請者の要件

草加市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定地域密着型通所介護事業者の申請を行う者の資格に、法人の役員又は事業所の従業員が暴力団員又は暴力団関係者でないことを加えます。

オ 書類の保存年限

地方自治法の規定により、介護報酬の返還請求権が5年であることを考慮し、2年とされている利用料に関する書類の保存年限を、5年とするものです。

(2) 認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置

地域との連携及び運営の透明性の確保を目的とした、利用者やその家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、有識者等で構成する「運営推進会議」について、現在設置が義務付けられていない認知症対応型通所介護事業者についても設置しなければならないものとします。

なお、開催回数は、厚生労働省令の基準同様、おおむね6月に1回以上開催するものとします。

(3) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

(1) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

施行の際現に指定を受けている指定地域密着型サービス事業所については、平成29年3月31日までの間、運営規程に係る規定の一部を適用しないものとします。

第33号議案 草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

草加市立小学校の休業日の変更（休業日としていた開校記念日の授業日への移行）に伴い、草加市立児童クラブにおける開室時間（放課後児童健全育成事業を行う時間）に係る条文の所要の整備を行うものです。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第34号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

1 目的

安全で快適なまちづくりをより効率的に推進するため、特定開発事業の要件、市街化調整区域（既存集落内）における建て替えの基準、駐車場施設の基準等を本市の実情に則した内容に見直すとともに、開発事業及び小規模開発事業の手続及び技術基準の明確化等を行うものです。

2 内容

(1) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正

① 中間検査の実施

開発事業者又は小規模開発事業者は、開発事業又は小規模開発事業に関する工事について規則で定める工程に達したときは、中間検査の検査依頼書を提出するものとし、市長は、当該提出があったときは、当該工事の中間検査を実施するものとします。

② 建築物等の仮使用

開発事業又は小規模開発事業により建築等される建築物等について、工事に支障がなく、安全上、防火上及び避難上も支障がないものとして認められるときは、仮使用ができるものとします。

③ 一部事務組合の適用除外

市がその組織に加わっている一部事務組合が行う開発事業等については、この条例の適用を除外することとします。

④ 特定開発事業となる対象建築物等の見直し

特定開発事業の対象建築物等である草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に規定する特定工場等の範囲を明確化します。また、遺体保管所等の建築物を新たに特定開発事業の対象建築物とし、当該建築物を建築する際は、近隣住民に対して事業等の説明を行うことを義務付けます。

⑤ 都市計画法に基づく開発許可等の基準の見直し

ア 開発区域内に新設する道路整備基準の見直し

開発区域内に新設する道路に設ける側溝は、例外なく、当該道路の両側に布設することとします。

イ 市街化調整区域の既存集落内の既存建築物に係る用途変更等の基準の見直し

市街化調整区域の既存集落内に市街化を促進する恐れがある中高層建築物が建築される恐れがあることから、住宅、学校等建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物※(建築後20年経過した場合等)の用途変更等は、建築物の高さを10m未満に制限します。

※建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物…共同住宅、老人ホーム、保育所、学校など

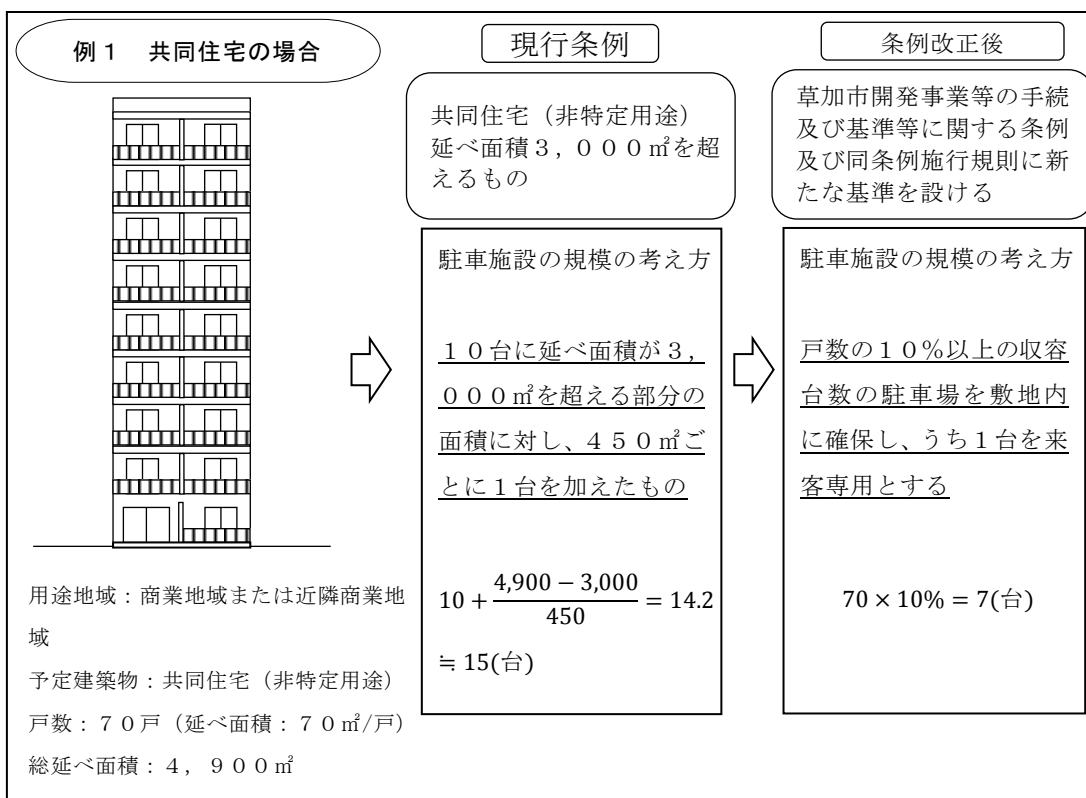
⑥ 開発事業の技術基準の見直し

ア 開発事業における商業地域及び近隣商業地域内の駐車場附置台数の見直し

主として住宅の供給を目的とする中高層建築物及び店舗等に附置する駐車場の収容台数を、次のように見直します。

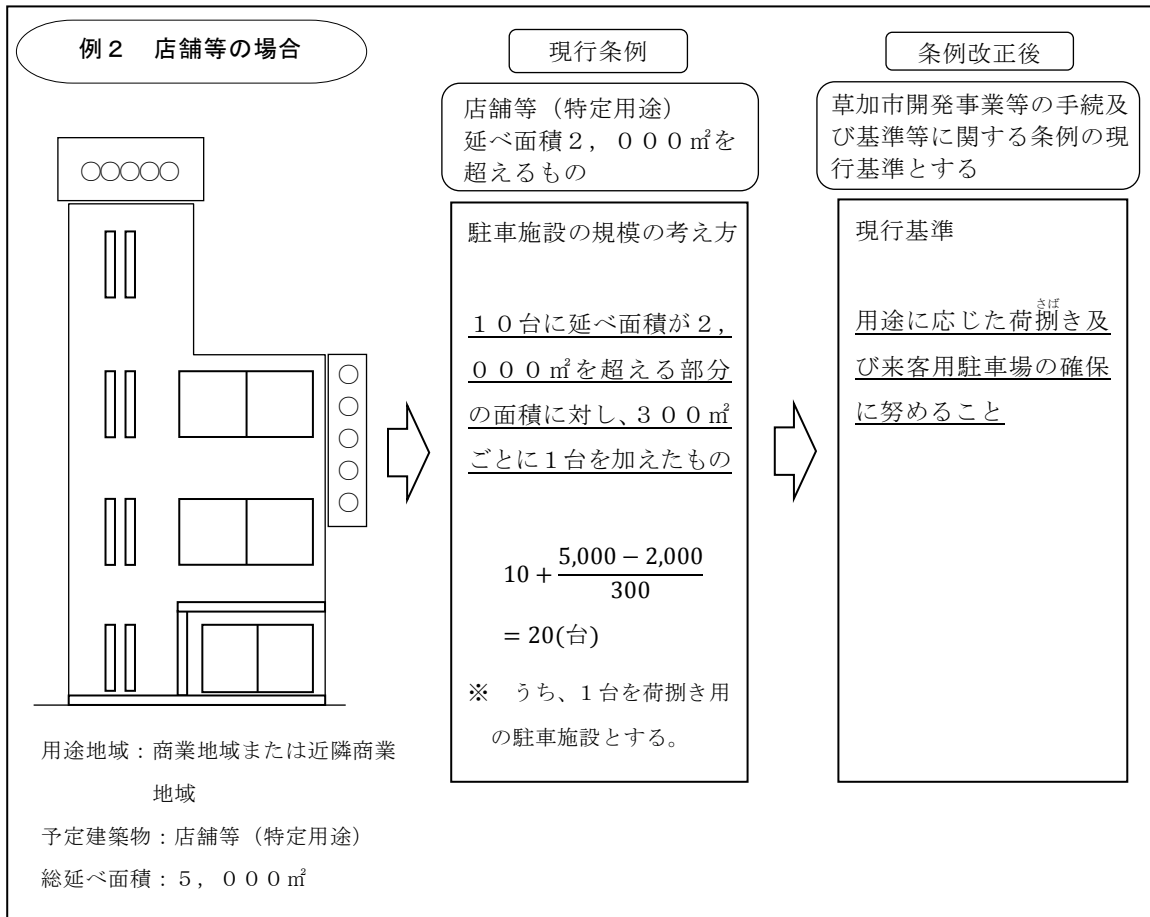
(7) 商業地域及び近隣商業地域における中高層建築物となる共同住宅等の住宅の場合

戸数の10%以上の収容台数の駐車場を敷地内に確保し、そのうち1台を来客専用とします。



(イ) 店舗等の場合

用途に応じた荷捌き^{さば}及び来客用駐車場の確保に努めるものとします。

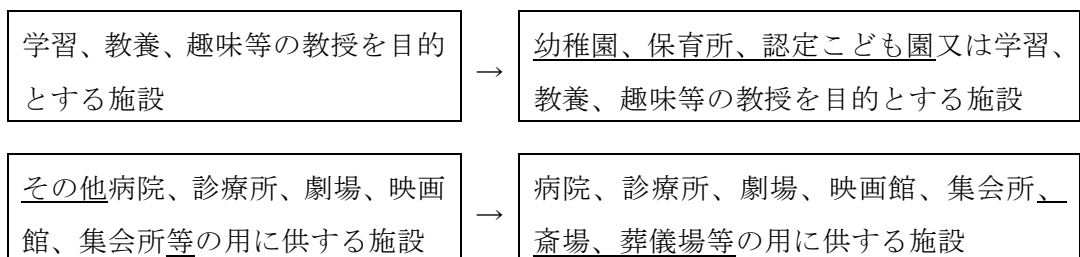


イ 地域コミュニティへの配慮について

主として住宅の供給を目的とする建築物を建築するときは、入居予定者の町会・自治会への加入の促進に努めるものとします。

ウ 自転車駐車場の技術基準の見直し

(ア) 自転車駐車場の収容台数に係る建築物の用途区分を分かりやすくするため、次のように明文化します。



(イ) 社会福祉施設（保育所を除きます。）における自転車駐車場の収容台数は、利用の実態に基づいた適切な台数とする技術基準を新たに定めます。

(2) 草加市建築物駐車施設条例の廃止

(1)⑥アのとおり、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例において、商業地域及び近隣商業地域における中高層建築物の建築の際に必要な駐車施設の規模を定めることに伴い、「草加市建築物駐車施設条例」を廃止します。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 一部事務組合の適用除外

平成28年4月1日から施行します。

イ ア以外の改正

平成28年7月1日から施行します。

(2) 経過措置

施行日前に行われた開発事業事前協議申請、小規模開発事業申請又は特定開発事業構想の届出に関する手続及び基準については、従前の例によるものとします。

第35号議案 草加八潮消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

平成27年10月1日に設立した草加八潮消防組合において、平成28年4月1日から市の消防事務が共同処理されることに伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 条例の一部改正

次の条例において、消防事務に係る部分を改正します。

- ア 草加市防災会議条例
- イ 草加市職員定数条例
- ウ 草加市職員公務災害等見舞金支給条例
- エ 草加市交通安全対策会議条例

(2) 条例の廃止

次の消防事務に係る条例を廃止します。

- ア 草加市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
- イ 草加市消防長及び消防署長の資格を定める条例
- ウ 草加市消防職員の任免、服務等に関する条例
- エ 草加市消防職員の特殊勤務手当に関する条例
- オ 草加市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
- カ 草加市消防関係手数料徴収条例
- キ 草加市消防団の設置等に関する条例
- ク 草加市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ケ 草加市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- コ 草加市火災予防条例

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第36号議案 情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務の受託について

1 目的

草加八潮消防組合の情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務を受託することについて協議するものです。

2 内容

(1) 受託事務の範囲

草加八潮消防組合の次の事務の管理及び執行を市が受託するものです。

- ア 情報公開・個人情報保護審議会に関する事務
- イ 情報公開・個人情報保護審査会に関する事務
- ウ 行政不服審査会に関する事務

(2) 受託事務に要する経費の支弁の方法

受託事務の管理及び執行に要する経費は、市が支弁しますが、その費用は草加八潮消防組合が負担するものとします。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第37号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

1 目的

埼玉県市町村総合事務組合の構成団体の名称変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

2 内容

(1) 構成団体の名称変更

「皆野・長瀬上下水道組合」の名称を「皆野・長瀬下水道組合」に変更します。

(2) 地方公共団体の数の増加

埼玉県市町村総合事務組合に「草加八潮消防組合」を加入させるものです。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第38号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員浅野典久氏は、平成28年5月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第1号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成27年12月7日午前8時40分頃、廃棄物資源課の職員が公務のため塵芥車^{じんがい}で市道31720号線を走行中、草加市草加二丁目5番3号地先の丁字路を切り返して左折するため後退した際、ブロック塀に接触し、当該ブロック塀を損傷したものです。

2 損害賠償の額

116,640円

3 専決処分日

平成27年12月28日

第2号報告 平成28事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第3号報告 平成28年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

第4号報告 平成28年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について